補助金申請に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、**下記の記載に偽りがない**ことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ①　私は、区内に事務所又は事業所を有しており、以下のア～オのいずれかに該当します。ア．中小企業基本法第２条に定める中小企業者（会社又は個人事業主）イ．特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に定める特定非営利活動法人ウ．一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）に定める一般社団法人エ．医療法（昭和２３年法律第２０５号）に定める医療法人オ．社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に定める社会福祉法人カ．労働者協同組合法（令和2年法律第78号）第2条に規定する法人 | はい・いいえ |
| ②　自ら又は自らの役員が世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成２４年１２月世田谷区条例第５５号）第２条第１号に規定する暴力団、同条例第条第３号に規定する暴力団関係者ではありません。 | はい・いいえ |
| ③　大企業が実質的に経営に参画するみなし大企業※ではありません。※大企業が単独で発行株式総数または出資総額の１／２以上（複数で２／３以上）を所有または出資している、もしくは大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の１／２以上の企業） | はい・いいえ |
| ④補助金申請書には虚偽の記載は一切ありません。 | はい・いいえ |
| ⑤申請する経費について、国や都道府県、区市町村等の他の補助金制度を申請していません（他補助金と重複して申請していません）。 | はい・いいえ |
| ⑥事業実施にあたり、必要な許認可を取得し、関連法令を遵守します。 | はい・いいえ |
| ⑦補助対象となる経費についての発注行為から支払いまで一連の取引がすべて終了したのち、３０日以内または３月１０日のいずれかの早い期日までに実績報告書を区に提出しなければならないことを了承しました。 | はい・いいえ |
| ⑧補助金の支払いについては、⑦の実績報告書を提出したのち、補助金額の確定を受けたあとに請求書を提出することにより支払われることを了承しました。 | はい・いいえ |
| ⑨補助金を交付した年度終了後５年間は、区からの補助対象事業についての実施状況調査に回答することを了承しました。 | はい・いいえ |

令和　　年　　月　　日

事業者名

代表者名